寒川町パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティを はじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない社会の実現をめざし、パー トナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で必要な費用を 分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続 的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
 - (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者 とする。
 - (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。
 - (2) 宣誓をしようとする者の双方が町内に住所を有していること又は宣誓をしよ うとする者の一方が町内に住所を有し、当該者以外の者が3か月以内に町内への転 入を予定していること。
 - (3) 現に婚姻していないこと。
 - (4) 現に宣誓をしようとする相手以外の者とこの要綱の規定による宣誓(他の市区 町村において行われる宣誓に相当すると町長が認める行為を含む。)をしていない こと。
 - (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻することのできない続柄でない

こと(同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。)。 (宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ町長が指定した日において、町長が指定する職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)にそれぞれ自署し、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者のいずれも又はいずれかが自署することができない相当な事情があると町長が認めるときは、当該者の代理人の自署をもって、自署に代えることができる。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓しようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 現に婚姻していないことを証明する書類(宣誓しようとする日前3月以内に発 行されたものに限る。)
 - (3) 宣誓を使用とする者の個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した 免許証、許可証、資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたものその他こ れらに相当するものとして町長が適当と認める書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前条第2号に規定する転入を予定している者にあっては、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等の町に転入したことを証明する書類を町長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

- 第5条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名(戸籍上の氏名(宣誓を使用とする者が外国人の場合にあっては、これに準ずるもの)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を

使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示しなければならない。 (交付書類)

- 第6条 町長は、宣誓書の提出があったときは直ちにその内容について審査し、その内容が適当であると認めるときは、当該宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添付して当該提出者に交付する。
- 2 町長は、パートナーシップ宣誓受領証カード(第3号様式。以下「受領証カード」という。)を、交付を希望する者に対し、交付することができる。
- 3 前条第1項の規定により通称名を使用した場合における受領証等(受領証及び受領 証カード(交付されている場合に限る。)をいう。以下同じ。)に記載する氏名は、当 該通称名及び戸籍に記載されている氏名とする。

(再交付の申請)

- 第7条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。) は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名(通称名を含む。)若しくは 住所の変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第4号 様式。以下「再交付申請書」という。)に第4条第1項第3号に掲げる書類を添えて、 町長に対し受領証等の再交付を申請することができる。
- 2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書には、町長が必要と認める書類 を添付しなければならない。
- 3 町長は、再交付申請書の提出を受けた場合において、その内容が適当であると認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

(返環)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受 領証等返還届(第5号様式。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、町長に提 出しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者双方又はその一方が町から転出したとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 受領証等の返還を希望するとき。
- 2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の 一方により、町長に申し立てなければならない。
- 3 町長は、前項の申立てがあったときは、その内容について審査し、その内容が適当 であると認めるときは、第1項に定める返還届及び受領証等の提出を受けるものとす る。

(無効となる宣誓)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4 号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無 効とする。
 - (1) 宣誓者双方又は一方にパートナーシップを形成する意思がないと認められるとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
 - (4) 第4条第2項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。 (返還又は無効に係る交付番号の公表)
- 第10条 町長は、必要があると認めるときは、第8条により返還となり、又は前条により無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第11条 町長は、宣誓書を第8条又は第9条の規定により返還又は無効となるまでの間

及びその後5年間保存する。

(啓発)

第12条 町長は、町民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に 理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うも のとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。